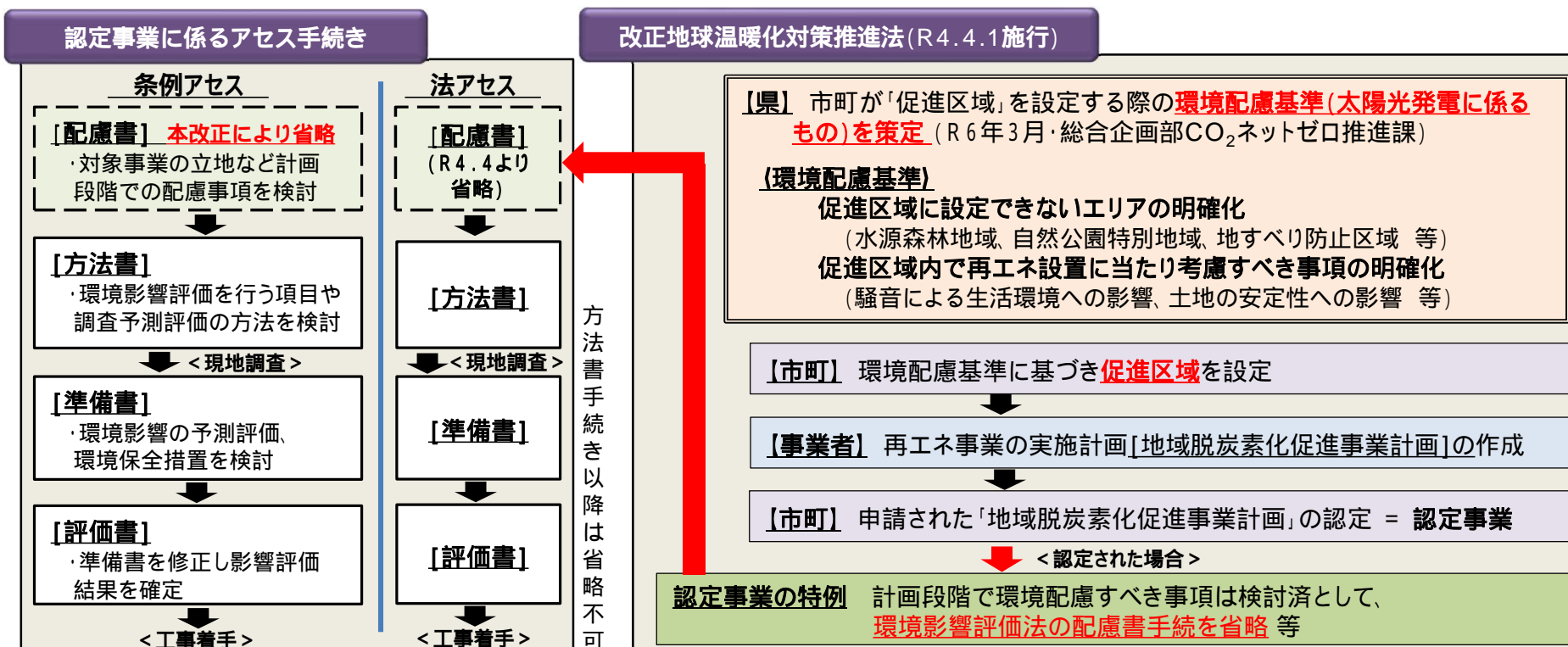


滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(令和6年3月改正)【概要図】

- **滋賀県環境影響評価条例**では、環境影響評価法の対象とならない**小規模な事業等について、法と同様のアセス手続を規定**している。
- 改正地球温暖化対策推進法(R4.4.1施行)により、**市町が認定した地域脱炭素化促進事業**(再エネ施設の整備事業)については、法アセスにおける**配慮書手続を省略**する規定が設けられた。
本改正条例により、同事業を実施する区域「促進区域」を設定する際の環境配慮基準(県基準)の策定に合わせ、法と同様に、**条例アセスにおいても配慮書手続を省略**する規定を設ける。【公布日:令和6年3月26日、施行日:公布の日から施行】



【環境影響評価(環境アセスメント)とは】

・道路、ダム、発電所の設置といった大規模な事業を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境影響(水質、動植物、景観等)を、事前に調査、予測、評価し、実行可能な範囲で環境影響の回避または低減を図ることでより環境に配慮した事業にしていく手続。

【太陽光発電に係る環境アセスメント手続の規模要件】

- ・環境影響評価法(法アセス) : **出力40 MW(メガワット)以上**(第1種事業)、**出力30~40 MW**(第2種事業)
- ・滋賀県環境影響評価条例(条例アセス) : 宅地の造成事業(太陽光発電を含む面的開発) **事業面積 20ha以上(出力10~20 MWに相当)**
森林の場合は事業面積 15 ha以上、自然公園内は事業面積 10 ha以上